

「クロマフェノジド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「クロマフェノジド」については平成19年4月2日付けで農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

また、本薬についてはポジティブリスト制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年3月15日付け厚生労働省発食安第0315003号にて、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼しているところである。

2. 評価依頼物質の概要

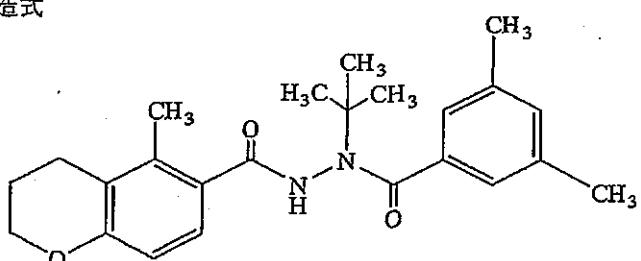
クロマフェノジド

本薬は殺虫剤であり、今回大豆、だいこん、ねぎ等への適用が申請されている。

F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。

諸外国ではインドネシア、タイ等で登録がなされている。

造式



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。